

これを削除いたしましたものでござい

それから、百六十七條の「吏員」を「その補助機関たる職員」に改めましたのは、先ほど御説明申し上げました通り、従来の地方自治法は吏員以上のものを対象として雇用人を対象としておりませんでしたのを、新たに雇用人を対象にいたしましたので、包括的に補助機関たる職員というふうに改めたものでございます。

百六十八條の五項は、先ほどの百六十六條の改正と同じ趣旨で警察吏員を削つたものでござい

百七十二條は、二つ前の百六十七條の改正と同じ趣旨でござい

それから第三項も同じ趣旨でござい

それから第四項は地方公務員法ができたので、地方公共団体の長の補助機関たる職員に関する身分制度が地方公務員法で定められるということを明らかにしたものであります。

すが、地方公務員法は御承知のように一般職だけの法律でありますので、その規定を削除いたしましたので、その代りに百五十條の規定を準用することにしたのであります。

百九十三條は、これは今までの改正に伴う條文の整理でござい

それから百九十六條は、先ほど申し上げました有給の職員を常勤の職員に改めたもので、同じ趣旨であります。

それから二百條の監査委員の事務を補助させるための「書記」の規定を「書記その他の職員」と改めましたのも、選挙管理委員会の職員或いは地方公共団体の長の補助機関たる職員の改正と同じ趣旨で雇用人も含めて規定するといふための規定であります。

それから二百一條は、これは條文の整理に伴う技術的な改正であります。

それから二百四條は、これは、給與の規定でござい

それから二百五條は、これは恩給の規定でござい

それから二百六條は、給與についての異議の申立に関する規定でござい

それから二百七條は、給與について、これは一般職の職員につきま

それから二百八條は、給與について、これは地方公務員法の規定によりま

それから二百九條は、給與について、これは地方公務員法の規定によりま

それから三百條は、給與について、これは地方公務員法の規定によりま

要求とか、或いは不利益な処分に對する申立等が認められることになりま

たので、一般職の職員は地方公務員法の規定により、その他の特別職の職員だけ二百六條の規定によるという趣旨で、新たに「法律に特別の定めがある場合を除く外」という文句を入れたわけであり

それから二百七十五條は、行政区の職員に関する規定でござい

これは先ほど来申し上げております雇用人を新たに規定するに伴ひましての規定で、全く同じ趣旨でござい

それから附則の第一條は、これは地方公務員法は二十三年十二月三十一日までに国会に提出しなければならぬという規定があつたのでござい

が、これは地方公務員法が制定されたので削つたわけ

次に、次の頁の警察法でござい

が、これも全部技術的な規定でござい

ますが、二十二條の第一項の「有給の吏員を一常勤の職員」と改めましたのは、地方自治法の中の改正と同じ趣旨でござい

それから二十二條の二項は、従来地方公務員法ができておりませんでしたが、公安委員会の委員の服務は國家公務員法の規定を引いておりま

したので、地方公務員法の同じ規定を引くことに

次の四十七條の「條例に従ひ」といふのを削りましたのは、市町村警察長は一般職として地方公務員法の適用を受けますので、「條例に従ひ」といふのは、地方公務員法の規定と矛盾いたしますので、これを削つたわけであり

それから、五十條も同じ趣旨であり

ますが、地方公務員法ができておりま

せんのので、國家公務員法の精神に則り、警察職員の身分規定を定めるといふふうになつておりま

たので、地方公務員法の定めるところに

それから五十條の二項は、警察職員の宣誓を市町村規則で定めるようになつておりま

たので、これは市町村警察職員は一般職の職員として地方公務員法に基いて宣誓をいたすということになつておりますので、「宣誓」の部分だけを削つたわけ

次に教育委員会法も、全体としては技術的なものでござい

ますが、第四十五條は都道府県委員会の事務局に置く職員の種類を書いておりますが、これもやはり雇用人を加へまして、従来の事務職員、技術職員というもののほかに、「その他の職員」として雇用人を含めたわけ

四十九條の教育委員会の権限行使、事務の種類が羅列してござい

ますが、その中五号は従来地方公務員法ができておりま

たので、教育公務員特例法の規定に基いて校長及び職員の任免、その他の人事に関することという規定がござい

がござい

ますが、これは一応地方公務員法は當然教育委員会にもかぶつてくるわけであり

ますので、特にここに書く必要がござい

それから七号の、教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の組織する労働組合に関する規定、これは従来労働組合法が適用されておりましたときを前提としてござい

ますが、地方公務員法の制定

に伴ひまして、労働組合法は適用がされなくなりま

したので、この規定は不

用となりま

したので削つたものでござい

それから次の頁に参りまして、第六十六條の改正は、これは先ほど申しました雇用人を新たに加へたものでござい

ます。次の二項も同じ趣旨でござい

それから第六十七條の一項も、これと同じ趣旨でござい

ます。六十七條の二項は、これは地方公務員法、従来「別に地方公共団体の職員に關して規定する法律」というふうに地方公務員法という具体的法律ができておりま

せんでしたので、そういうふうに抽象的に書いておりましたのを、地方公務員法というふうにはつきり書いたわけ

それから次の頁の六十八條も、従来地方公務員法がはつきりしておりま

せん關係から、この書き方が抽象的に書いてありま

たので、その点を地方公務員法は當然一応適用になり、更に地方自治法の必要な規定が適用される、適用されるということを明らかにしたわけであり

それから八十一條は、これは條文の整理に伴ひまして、やはり技術的な改正でござい

ますが、地方公務員法の規定が施行されるまでは、従来通り規定しておくという趣旨には変り

ません。

次の頁の労働組合法の第四條を削除いたしましたのは、この労働組合法の第四條は地方の警察吏員及び消防吏員は労働組合を結成し、又加入することができないというふうになつてお

わけでありませんが、これまでは一般に地方公務員には労働組合法が適用されておりました。一般の職員が労働組合を結成加入されておつたわけでありませんが、その中警察吏員と消防吏員だけが結成加入が禁止されておつたわけでございますが、地方公務員法の制定に伴ひまして、地方公務員全般につきまして労働組合の結成加入の規定の代りに、地方公務員法の職員団体の規定が代つて規定されましたので、特に警察吏員、消防吏員だけをここに書くことは全然必要ありませんので、無意味になりましたので、これを削除いたしたわけでありまして。

次の恩給法の一部を改正する法律の改正は最後の頁にございまして、三号の「議会の事務局長若しくは書記長」というのは、一番最初に申し上げました事務局長ができたことに伴う改正でございます。なお順序が逆になりましたが、この恩給法の一部を改正する法律の十條と申しますのは、従来国家公務員であつた者、昭和二十二年の五月三日の地方自治法の施行當時に国家公務員であつた者はその後地方公務員になりますと、恩給がそこで切れるわけでございます。そこで恩給法の適用を引続き継続してやるといふ職員の既得権保護の趣旨から、従来国家公務員であつたものはここに羅列してございまして、都道府県の職員になった場合には、引続き恩給法の適用をやるという、そういう規定でございまして、その規定に新たに七号といたしまして、従来国家公務員であつたものが、地方公務員法の制定に基づきまして、人事委員会、公平委員会の職員に身分を変えまして、ときに引続き恩給法の適用を受ける

けられる、そういう規定でございまして。

以上この法律の説明でございます。○西郷吉之助君 五頁でございまして二百六條のところの「法律に特別の規定がある場合を除く外」というのは、新規挿入したのでございまして、新

○説明員(角田禮次郎君) さようでございます。○西郷吉之助君 符号の付け方が削つてあります。○説明員(角田禮次郎君) ちよつと書き方が普通の書き方と比べて違つてございまして、新設又は改正しようとする部分でございまして、普通の削除という意味ではございせん。

○西郷吉之助君 符号の付け方が逆のほうに、左側に付けるのではないでしようか。○説明員(角田禮次郎君) 御指摘の通りでございまして、その区別をするのが困難でございまして、削るほうは傍線を引きまして削るというふうに書いてございまして、そこで傍線だけ書いてございまして、新設でございまして、傍線が書いてあつて、側に字が書いてございまして、その改正であるというふうに御了解をお願いしたいと思います。

○小笠原二三男君 この地方自治法ですが、議会の職員の職について第百三十八條の四項ですか、それから地方公共団体の職員に關しては百七十二條の第四項に施行法との關係の改正案があるのですが、その中に「この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる」というのであります。○吉川末次郎君 有給の職員とあつた

員法が原則として適用になり、地方自治法に特にこの關係の部面について法律規定がある場合には、その特例が認められるというふうな解釈になるように思われるのですが、そこで質問は、地方自治法でこうした職員に關して地方公務員法以外に特例的に任用、職務、給與、勤務時間その他の勤務條件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱に關する事項があら

○説明員(角田禮次郎君) 實は特例というほどのことはございせんが、地方公務員法もやはり広い意味の地方自治法令の一つでございまして、その基本法が地方自治法であり、その地方自治法から枝のように出て地方公務員法が出て来て、そのうち職員の身分取扱をきめる、こういうふうに一応考えております。なお地方自治法の中に地方公務員の身分に關して規定してある條文と申しますのは、実は非常に少いのでございまして、一例を申し上げますと、百三十八條の議会の職員につきましては、これはただ任命をするということが地方自治法の中に規定でございまして、それ以外に職務、給與、分限、懲戒、服務、その他身分、研修、勤務成績の評定というふうなことにございまして、実は地方自治法には規定はございせん、ただ給與だけは二百三十三條以下に給與に關する規定がございまして、地方自治法にはそういうふうな任命する規定と、それから給與に關する規定だけがあるだけでございます。

のを常勤の職員と改められてるところが一つあるのですが、有給職員は即常勤職員ではない場合が非常に多いのではないかと申すのですが、有給といふのは結局サラリーを受けているというわけだと思ふのですが、常勤といふのはまあフルタイムのサービスをしている人間という意味ですが、又パートタイムの有給吏員、職員というものがあつて、それが、いわば顧問であるとか、嘱託であるとか、臨時であるとか、大抵フルタイム、常勤でない人がその中に非常にあると思ふのです。例へばこれは地方公務員法でありますけれども、国立大学の講師のようなの、それから地方公務員としても東京都のような公立の大学を持つているようなところで、やはり講師といふものが高等学校や中学校にも相当あると思ひますが、それは要するに常勤でないと思ふのですが、講師は嘱託というところに從來なつていたと思ふのですが、そういうので有給職員即常勤職員にならんと思ひますが、どうですか。

○説明員(角田禮次郎君) 有給といふ言葉の本来の意味をいたしましては、御指摘のようフルタイムの職員に支給されますところの給與とか、そういうものと、それからパートタイムの職員に普通與えられますところの手当であるとか、そういうものとを含めまして、いわゆる広い意味の給與をやるものを有給といふふうに一応読めるのでございますが、従来地方自治法におきましては、実はそういう使い方をいたしておりましたので、地方自治法では、これは條文を申し上げますと二百三十三條に、パートタイムの職員に対する

給與について規定しております。一例を申し上げますれば、地方議会の議員であるとか、選挙管理委員会の委員、或いは監査委員、そういうものに対する給與についての規定がございまして、ここでは報酬を支給しなければならぬ、そういうパートタイムのものに支給いたします給與を報酬といふふう

呼んでおります。次に二百四條にはフルタイムの職員に対して支給されるところの給與について規定してあります。例へば地方団体の長であるとか、普通の事務職員であるとか、こういうものに対する給與について規定しておりますが、これにつきましては、給料という言葉を使つております。報酬はパートタイムのもの、給料はフルタイムのもの、こういうふうに使ひ分けておりました、その他の條文で有給といふ場合は給料をやる職員である、こういうふうな呼んでおつたわけでありまして、従ひまして自治法の使ひ方といたしましては、有給の職員といふのは即ち給料を支給されておるところの職員、給料を支給されておるところのフルタイムの職員である。従つて有給の職員は常勤の職員といたしまして、言葉自体は変りまして内容には変りがない、こういうふうな申上げる次第であります。

○吉川末次郎君 それで例へば東京都立大学の講師に東京国立大学の教授が来ておる、嘱託講師に来ておるといふようなことですね、そういう場合はここに言う有給の職員でしようが、常勤の職員にならないわけなんです、それはどうなんですか。

○説明員(角田禮次郎君) 従来からそういう場合は有給の職員といううちに

三

三

三

三

三

入つておりません。そういう講師は非常勤のものであれば有給というものの中には入れておりません。

○吉川末次郎君 全体的に講師というものは、普通従来の慣例からは嘱託という名において呼んでいただと思うのですが、それは有給職員でも非常勤職員でもないわけですね。

○説明員(角田禮次郎君) 講師というものの中には、勤務形態があると思うのですが、それが常勤であれば一応有給というものの中に入るわけですが、普通の場合には非常勤の場合が多いと思います。従いまして従来有給というものの中には講師は入っておりません。但し職員という言葉を、一応今有給についての御説明を申し上げるわけにはありますが、従来職員という言葉の中には吏員であるとか書記であるとか、そういうものだけを含めておりました。従つて嘱託というようなのは職員の中に入つておりません。講師が嘱託という資格で勤務しておられるならば従来は有給という意味でも入つておりませんし、職員という意味でも入つておりません。

○小笠原二三男君 議事進行ですが、他に御質疑があればよつと研究したい必要もありますので次回に……。

○竹中七郎君 この附則のほうに国家公務員の関係のものは地方公務員になるときに恩給そのものは継続されると書いてありますが、これは私先般教育関係のときに申上げたのですが、学校の先生が県庁の役員になるという恩給が切れてしまつて断絶する、それから又続けられる、こういうことは変でございしますが、この改正のときにそういうものも一時三年なり五年なり県庁の役

員、教育委員会に入るものも連続することはできないのですか。

○説明員(角田禮次郎君) 只今の御質問の趣旨はちよつとわかりかねました。私が先ほど申上げたのは、昭和二十二年五月三日に例の地方事務官、地方技官というものが県庁においてまして、それがその後都道府県の職員になつた場合に恩給を継続する、そういう規定でございします。で学校の先生の場合は昭和二十四年でございしたか、一月に例の教育公務員特例法がでまして、地方教官であつた学校の先生が地方公務員たる学校の先生になつたわけでありまして、従いまして、そのときは恩給法の適用を引継ぎ継続して適用するように恩給法の改正でできたのであります。ところがその後新たに毎年々々学校の先生が入つて来るわけでございますが、その学校の先生は初めから地方公務員の身分を持つて学校に來られるわけですから、そういうかたは恩給法の適用がないわけでありまして、そういうかたの場合には、その都道府県なり市町村の恩給條例によつて恩給を払つて行くということになつておりまして、恩給法自体とは関係ございしません。そういう人の救済策というのがこれは非常にやうい問題になつておりまして、従来もいろいろ文部省のほうで研究しておられるように私聞いておりますが、なか／＼都道府県市町村の関係がございましてむづかしい問題でございしますが、私の聞いておる範圍では、たしか今度の教育公務員特例法の改正の案の中にはそういう市町村立の学校の先生の恩給は都道府県が負担して持つてやるというふうになるのではないかと聞いております。従いまして、

そういうふうになりますと、市町村の学校の先生が都道府県の教育委員会の例えは職員になるとか、或いは都道府県の職員になりまして、同じ恩給條例の中で身分が変るだけでございしますから、継続の措置が講ぜられる可能性があります。ただ特例法の改正につきましても……特例法の改正ではございせん例の義務教育費の、先生の給與を都道府県が負担するというふうの法律改正でございします。その点ちよつとはつきりいたしております。

○委員長(岡本愛祐君) ほかに御質問ございせんか。……それでは地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に關する法律案の審議はこれで今日は打ち切ります。

○委員長(岡本愛祐君) 次に地方自治法の一部を改正する法律案を議題に供します。

これは昨日發議者の一人であられる衆議院議員の野村孝太郎君の趣旨説明を聞いたのであります。これに對しまして、参考人として春東京都の副知事、主務部長の細田義安君、それから港務部長の高橋登一君、もう向うをかつくに出しておりますから、おつつけ参られると思ひます。その間に提案者に御質疑を願ひます。

○西郷吉之助君 提案者に伺ひますが、今度の改正は現実には東京都だけを狙つておられるようですが、他の府県のはうも併せてお考えにならなかつたのですか、どうなんですか。

○衆議院議員(野村孝太郎君) 只今の御質疑は御尤もであります。昨日の提案理由の説明に引續いて御質疑もあつたのですが、一応東京都におきまする

両部の現実は、能率化ということに對して非常に緊急性を持つたものでございまして、取りあへず各党共同提案いたしましたこの部分を取上げて、一応衆議院側としてはこれを提案し可決をしたと、こういうことで、他の府県に對してもやはり同じようなことが考えられると思うのですが、一応今回は東京都の両部の現状から見ましてこれを取上げたわけでありまして、

○西郷吉之助君 そうしますと、今の御説明だと、緊急を要するから東京都御所存ですか、この点を伺ひます。

○衆議院議員(野村孝太郎君) 只今申上げましたように、全体的に他の府県についても考えられる向きもあつたのですが、一応この際東京都の関係だけ、特にこの百五十八條の第二項に建築局だけが條例によつて置くことができると、こういうことになつておりますが、いわゆる條例によつてこの二つの局も置くことができると、こういうやうなことで、他の府県についても考えられる点があつたのですが、衆議院側としても將來統一して当然考えられるのではないかとおもうのですが、今回はこの二つだけにいたしました。特に昨日提案理由の説明にも申上げましたのですが、主務局の関係について、この地方税の根本的な改革に對して二十三カ所の税務出張所、而も龐大な職員を擁しております。こういう都税の円滑な運営と、それから港務局は、最近非常に東京都の市民というものが貿易の振興に進展いたしておるものでありますから、そういう点から從來部のない東京都においては、局とし

て実在したわけですが、そういうふうな關係からこれを條例によつて置くことができるというところで、他のほうについては考慮しないということではないのです。

○西郷吉之助君 小野政務次官にちよつと伺ひたいのですが、こういうふうな部局のどれを置くというふうなことは、府県の條例で定めれば極めて簡単に思ふのですが、そういうふうな府県の條例でやることは何か弊害があるのですか、特にここでそのことを規定した理由を伺ひたい。

○政府委員(小野哲君) お答えいたしますが、地方公共団体の機構、特に都道府県の点につきましては、現行地方自治法において局なり或いは部なりの設置についての基準を示しておるわけでありまして、その場合において、これを地方公共団体の自主的な措置に任して條例で以て作らせるといふふうな考え方もこれはできないことにはないと思ひます。そこで多少或いは余計なことを申上げることになるかも知れませんが、地方公共団体の行政機構のあり方を將來どうすべきであるかということがやはり現実の問題であらうと思ひます。同時にその設置等につきまして如何なる根拠によつてやらせることが妥当であるか、これも一つの研究課題ではないかと、かように思つております。政府におきましては今回議員提案として地方自治法の一部改正法律案の提案があつたのでありますが、將來は全般的に地方行政調査委員会の勧告等もございしますし、地方組織制度等につきましては、検討を助えるべき時期が来るのではないかと、かように考へておりますので、その機会におい

て実在したわけですが、そういうふうな關係からこれを條例によつて置くことができるというところで、他のほうについては考慮しないということではないのです。

て政府としての立場からも、地方自治法の行政機構に関する諸規定について研究をいたして参りたいと、かように考へております。

○西郷吉之助君 もう一点伺います。が、そうしますと、地方行政調査委員会ではこういうふうな自治法で限定しておかないで、地方自治の建前から各都道府県の自主的な運営をいいますか、そういうふうな意味から條例で意思が決定できると、そういうふうな方向に進んでおるのですか、又どういふふうな方向に進んでおるのですか、おわかりでしたら伺いたい。

○政府委員(小野哲君) これは私の一応見込みを申し上げたのでありまして、現在地方行政調査委員会においては、具体的にこの問題が取上げられておるとは聞いております。ただ事務の再配分等と関連いたしまして、かような問題も将来は取上げられるのではなからうかという予想の下に、若しさうな場合におきましては、政府もこれと関連して地方自治法の問題を検討する必要があるのではなからうかという将来の問題として考へておる次第であります。

○相馬助治君 この地方自治法の一部を改正する法律案の提案理由を昨日お聞きいたしました。本法案に私は反対するといふものではございません。ただ只今西郷委員からも質問されましたように、実際に地方自治をやつて行つて不便を感じて、東京都が緊急必要であるという観点に立つて、こういう改正案を出したといふことはよく了解いたしますが、立法院に席を置く我々として一体こういうふうななくす法的な法案の改正というものが、将来どのよ

うな影響を持つのであらうかというところを極めて私はおそれるわけです。従つて提案者にお尋ねしたいことは、地方自治法とどういふふうな連関を持ち、どのような相談の上でこれを出されておるかといふことを提案者にお聞きいたしますと同時に、小野政務次官に對しましては、この際本格的に改正を試みる必要はないか、具体的に言いますと、百五十八條において示されている知事の権限といふものを、都道府県自治法でこれをしるはることはなく、條例によつてやることはできるといふふうな方向にこれを直す必要がないかといふことを小野さんに伺いたい。

○政府委員(小野哲君) これは私の一応見込みを申し上げたのでありまして、現在地方行政調査委員会においては、具体的にこの問題が取上げられておるとは聞いております。ただ事務の再配分等と関連いたしまして、かような問題も将来は取上げられるのではなからうかという予想の下に、若しさうな場合におきましては、政府もこれと関連して地方自治法の問題を検討する必要があるのではなからうかという将来の問題として考へておる次第であります。

○相馬助治君 この地方自治法の一部を改正する法律案の提案理由を昨日お聞きいたしました。本法案に私は反対するといふものではございません。ただ只今西郷委員からも質問されましたように、実際に地方自治をやつて行つて不便を感じて、東京都が緊急必要であるという観点に立つて、こういう改正案を出したといふことはよく了解いたしますが、立法院に席を置く我々として一体こういうふうななくす法的な法案の改正というものが、将来どのよ

うな影響を持つのであらうかというところを極めて私はおそれるわけです。従つて提案者にお尋ねしたいことは、地方自治法とどういふふうな連関を持ち、どのような相談の上でこれを出されておるかといふことを提案者にお聞きいたしますと同時に、小野政務次官に對しましては、この際本格的に改正を試みる必要はないか、具体的に言いますと、百五十八條において示されている知事の権限といふものを、都道府県自治法でこれをしるはることはなく、條例によつてやることはできるといふふうな方向にこれを直す必要がないかといふことを小野さんに伺いたい。

○衆議院議員(野村專太郎君) 只今の御尋ねは御尤もでございます。本案を提案するに當りましては、東京都議會議会におきまして、各党全案一致でこの能率的な行政の運営のためにこれを局に持つて行きたい、こういうことを数回に亘つて都議会で決議をされ、恐らく政府提案として出されるのではな

○政府委員(小野哲君) 相馬さんの御質問にお答えいたしますが、御意見のよう

○相馬助治君 地方自治法との場合はあるんでしよう。

○衆議院議員(野村專太郎君) 地方自治法との関係は只今申しましたように、政府提案としてこれを原案を出されることの意味を予想されておつたのですが、一応今小野さんのお話のよう

構に關することは当該都道府県の長の責任において、言い換えれば議会の議決による條例の制定によつてこれを行なつて行く、こういう考え方も私はあり得ると思つております。同時に地方行政調査委員会が勧告をいたしました行政事務の再配分に関する問題もまだこれは結論と申しますか、国会における解決がまだできておりませんのと

○委員(岡本愛祐君) 春東京都副知事並びに東京都の高橋港務部長が参考人として見えております。なお主務部長はあとから参ります。それでは春副知事。

○参考人(春彦一君) 東京都の職制改正に關係いたします地方自治法の改正の御審議をお願いいたしまして、誠に有難うございます。

○委員(岡本愛祐君) 春東京都副知事並びに東京都の高橋港務部長が参考人として見えております。なお主務部長はあとから参ります。それでは春副知事。

き委員会を再開いたします。地方自治法の一部を改正する法律案の審議を続行いたします。

○小笠原二三男君 昨日提案者の御説明は伺つたわけでありまして、提案の経過等に鑑みまして、関係東京都のかたより、今後余り質疑を重ねる煩を省略する程度の懇切な御説明を承

○委員(岡本愛祐君) 春東京都副知事並びに東京都の高橋港務部長が参考人として見えております。なお主務部長はあとから参ります。それでは春副知事。

○委員(岡本愛祐君) 春東京都副知事並びに東京都の高橋港務部長が参考人として見えております。なお主務部長はあとから参ります。それでは春副知事。

常に活潑に営まれております関係もございまして、只今年額大体十億くらいの仕事もいたしておりますし、以前に復したということもございまして、これは都議会方面の全会一致の要望でございまして、たび／＼この決議をされて、これが実現方を切望いたしておるような次第でございまして。ただ私どもは、東京都が従前に局を設けて、今の行政簡素化の線に逆行するものではないかという御意見があるのではないかと、このことを心配いたしておるのでございますが、只今申上げました港務部及び主税部は、今の組織をそのまま部から局に昇格いたすのでございまして、これを職制の改正を機会にいたしまして人員を増加したり、或いは機構が更に複雑になるという点は全然ないでございまして、むしろ身軽に機動的に動き得る点におきまして、一層行政の能率が上つて参るのではないかと考えておるような次第でございまして。どうぞよろしくお願いいたします。

○小笠原二三男君 そうしますと、従来の財務局と今回昇格します主税局とはどういふ事務分掌になり、どういふ関係になるのですか。

○参考人(春彦一君) 今財務局としてありますものはそのままでありまして、そのうちの主税部が全然独立いたしまして、主税局になるだけでございまして、今の財務局の局課はそのまま残すのでございまして。

それから港務部は今建設局の中の一部でございまして、それが独立して港務局となつて、港務部を除いた建設局はそのままでございまして。

○高橋進太郎君 今これは部になつておるのですが、これは局に直さなければどうしても非常に困るという、要するに事務上のネックになつておる点は……。

○参考人(春彦一君) これはあなた方に御説明申し上げるのは却つて釈迦に説法かと思ひますが、要するに役所の機構と申しますのは、仕事の性質からと、仕事の量からと両方で大体局にすべきか部にすべきかというのがきまるのであらうと思ひますが、今の東京都の事情を考へまして、ほかの局に比べて、一年間にやつております仕事の量と、それからこれに従事してあります局員の数と、それから全然分離して今度独立いたします仕事はその局の中でも例へば主税に關する限りは財務局の中でも全然独立いたした仕事でございまして、関連性がございせん。

それから港務の仕事も建設局の中で全部別個の系統の事務でございまして、分れることによつて何も困る点がなく、むしろ今までは全部建設局長を通して、或いは建設局の総務課を通しておつたものが独立して行動し得ることになるわけでございまして、非常に身軽に機動的に動き得るものと思ひます。

○高橋進太郎君 今の御説明をお聞きしますと、今主税部なり或いは港務部というのが或る局の下にあるからというわけなんです、むしろその局から離れて独立した部ということにすれば、その点は差支ないと思ひますが、その点はどうかでしようか。

○参考人(春彦一君) それはやはり役所の仕事といたしましては、全部の扱う局員の感じその他からいたしまして、部の課長でありますということと、

局の課長でありますということは精神的にも非常に違いがあります。そういう意味におきまして、今の例へば主税の問題で申しますと、二百数十億の税金を取るといふことになりまして、皆が本當に精神的に感奮興起して徴税事務に従事しなければならぬといふようなときに、局になるべき実力を持つていながら局に認められない。部のままに置かれておるといふことは、やはり局員を氣持よく働かせる上から非常に失策だらうと思ひます。

○高橋進太郎君 これは政務次官にお聞きしたいと思ひますが、東京都のように局で制限されておる所、今は独立の部じやないといふのですから、その点はちよつと違ふのですが、府県なんかは部で制限されておる、自治法で制限されておるもので、むしろ局なら自由だといふので、企画審議局とか或いは渉外局とか、局の名前を用いてむしろ何といふんですか、或る意味から言へばそういう例外的な一つの機構を認めておるわけなんです。従つて自治法の中に本来知事がきめ得るところのものを制約して書いてあるといふところに非常に無理があるのじやないだらうかと思ひます、根本は……。

従つて今言ふ通り、部に制限されておるところは局という名前でもや、或いは局を制限されておるところは部という名前を用いておるといふふうになりやすいと思ひますが、この点をもちと條例なんかで各府県にお任せしても非常に差障りがあるといふ点があるのかどうか。その点を改めて自治庁のほうに……。

○政府委員(小野哲君) 私からお答えいたします。自治は地方自治法の法律

案としての御審議の際に参議院でございまして、地方公共団体、特に都道府県の機構についていろいろ論議があつたわけでありまして、その際にやはり法律で以て或る程度明白にするほうがいいのではないかと、いろいろな御意見もあつたように私記憶しておりますが、或いは記憶に誤りがあるかも知れませんが、ただ只今御質問のありました将来の問題として都道府県の機構を地方自治法に基いて如何なる方法によつて規制すると申しますか取扱うことがよいかといふことはおのずから別個の問題になるだらうと思ひます。御指摘のようにならぬ終戦直後におきましては、各県において渉外局といふふうなものを設けた例も承知しておりますが、これを全然條例によつて定めるといふふうに変更してしまつて、現実の地方自治行政運営の上から言つて適當かどうかといふ問題はなお研究しなければならぬ点があるかと思ひますが、政府としては将来地方自治法の全面的に亘つて根本的な改革をする必要がある場合におきましては、只今お話のような点を考慮に入れます研究を進めて行きたい。目下のところではまだその時期ではなからう、かように考えておる次第であります。

○高橋進太郎君 どうも政務次官のお話を聞いておりますと、将来と言つておりますが、東京都自身が今直面しておる問題なんです、これは先ほど春さんからの説明によりましてはほかの県でもあるかも知れんといふが、やはりこれはほかの県でも同じような問題があつてた法律改正を必要とするもので、非常に事務の不便を感へておるとい

う現状じやなからうかと思ひますが、どうして将来の問題といふふうな問題を将来にせられるのか。問題は今現に当面せられておるのであつて、この機会に今当面の問題として一括これを解決せられるといふような方法ではどうして工合が悪いのか。その辺をお聞かせ願ひたい。

○政府委員(小野哲君) 研究課題といたしましては、こゝういふふうにしたらどうか、或いはこゝうするほうが運営上實際に合ふのではないかと、こゝういふ意見も出るわけでありまして、何分今後の地方自治制度自体の問題とから地方自治法そのものについても根本的な検討を要する場合が起つて来るであらうと思ひますので、さういふ場合にこれを取入れるほうが最も妥當であらう、こゝういふ意味で政府としてはこゝういふ全面的な改正の法律案を提案するといふことを差控えたやうなわけでありまして、現実の問題として今の御指摘のやうな点もある場合も考え得るのでありますが、これらの点は将来やはり根本的な改正をいたします場合にこれを取上げて行きたい。高橋さんの御意見では、要は法律で以て明らかに規定するがためにいろいろ問題を生じておる現状に鑑みて、これを條例に委任してやるほうがいいのではないかと、こゝういふふうな根本的な御趣旨もあるように拜承いたしておりますので、その御意見を十分拜聴いたしまして、今後の施策の、或いは法律案の制定等に當りましては、政府といたしまして立案の過程において参考とさせて頂きたいと思ひます。

○委員(岡本愛祐君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めて下さい。

ほかに御質問はございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岡本愛祐君) 別に御発言もございませんようですから、質疑は盡きたものと認めて御異議はございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願います。

○相馬助治君 只今議題に相成つております。この地方自治法の一部を改正する法律案は、東京都における地方自治の発展に際して緊急に是非とも改善しなければならぬという極めて明白な理由に基いて提案されたものでありまして、我々はこれに対して賛成の意を表するものでございます。ただこの際附加しておきたいことは、このように今般相次いで起ることも一応懸念されますので、政府におきましては、抜本的な改正を成るべく早い機会においてされる用意がなければならぬと存じますし、且つ又その直接の側に当ります地方自治庁は、行政事務再配分の委員会等といふ／＼緊密な連絡を保たれまして、今後このようない部を改正する法律案というようになし／＼的改善をしなければならぬ事態に当面しないよう、十分なる配慮をする必要があらうと認めるものでございます。以上を希望条件といたしまして、私は本法案に対して賛成の意を表するものでございます。

○岩本哲夫君 私にも必要だという要望に基いて修正案が出されておるのでありますから、必要であらうと思うから認めたとして賛成の意を表するものでありますけれども、この今の相馬君の御指摘になつた点にも或いは触れまします。政府は行政整理を中央地方ともしなければならぬ。できるだけ現在の重税から国民を軽くして行かなければならぬというより意味合いが、又その下に余分の部が余分にできるといふ虞れがある。従来の三つの部が一つの局に集約されたといふことでなく、新たに局長が生まれるといふことによりまして経費の増大、又これが第三者が受ける印象は、同じ同期、同僚が局長で自分が部長であるから、やはり局長の肩書を持ちたいから局長になりた、それすれば肩書が広いといふような役人根性的な印象を受けるような若しことがあつてはならぬといふ点について、私は趣旨、精神につきましては疑問を持つておる。〔同感〕と呼ぶ者あり。そういうことのないようにはいたすべきであるといふ点につきまして注意を喚起いたしておきたいと思ひます。以上を以て賛成の意を表します。

○委員長(岡本愛祐君) ほかに御意見はございませんか。別に御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。

地方自治法の一部を改正する法律案

について採決いたします。

本法案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔総員挙手〕

○委員長(岡本愛祐君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決されました。

なお本会議における委員長のお口頭報告の内容は本院規則第四四條によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本法案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告をすることとして御承認願うことにして御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名
堀 末治 吉川末次郎
高橋進太郎 安井 謙
小笠原三三男 相馬 助治
岩本 哲夫 西郷吉之助
○委員長(岡本愛祐君) 御署名はなさいませんか。……御署名はなさいと認めます。

○委員長(岡本愛祐君) 次に警察法の一部を改正する法律案の審議を行ないます。

○吉川末次郎君 警察法改正案の議事の運営につきまして、この際申し上げたいと思ひますが、第一に資料

の提出に關してであります。先般来いろいろと要求の資料を頂きましたが、なお昨日の法務委員会との連合委員会におきまして、法務委員の諸君からもいろいろ資料の要求がありましたので、早急に要求資料についての提出方について御配慮願ひたいと思ひますが、私より要求いたします資料といたしましては、これは先般来たびたび申し上げておることでありますが、この機会に他の党派のかた／＼、特に民主党のかた／＼や藤風会等のかたがたの御賛成を得まして、国家地方警察及び自治体警察という言葉をやはり原語の英語の意味を十分に表示した言葉に直すようにしたいと実は私は考へておるものであります。即ち国家地方警察は原語におきましてはNRP、ナショナル・ローラル・ポリスの訳であります。又自治体警察はミニユシバル・ポリス、MPPの訳であります。先般来申し上げておりますように、NRP、これは国家地方警察と誤訳することによりまして非常な錯覚に国民及び警官諸君を陥れておりました、その結果いろいろの間違ひを來してゐるというところにつきましては先に指摘いたしましたこととでありまして、又先の委員会において列席いたしまして京都市の公安委員会の警察長も私の申したことに非常に賛成を表しておりました。前者はこれを全国農村警察、或いはその他の国家農村警察というような訳にしてもいいかと思ひますが、全国農村警察、それから自治体警察はこれを人口五千以上の市街地形態を呈している自治体において置かれるところの警察でありまして、これを言葉通りミニユシバル警察を自治体警察と誤訳すること

が適訳でありますから、このように直したいと私はたび／＼主張もし、又先に地方の自治体警察の当路社から賛意を表されたところでありまして、この機会に私はこれを修正したいと実は考へておるものであります。それにつきましての国家地方警察当局の御返答を先般聞いておるのであります。一応私の申し上げることについて輕い御反対の御意見を齋藤長官その他から御表明になつてゐるところであります。又それに分けて當時のマツカーサー元帥の片山総理大臣に対する英文の書簡を頂いておりました。一応拝見いたしました。まだ十分によく検討いたしておりましたが、輕く不十分な御答弁を得ておるものであります。即ち／＼な点から、語学的にも御検討をして頂かなければならぬこととあり、私たちも詳しく検討いたしたいと思つております。今まで私が申し上げたことについての国家地方警察当局のそれに対するところの御見解をば、口で言うのではなく、責任ある文書に基いてあなたの方で十分御研究の結果、研究して見ようという言葉があつたと思つておりますが、十分御研究下さいまして、私の意見に対する返答を文書を以て一つ提出して頂きたいということを要求いたしておきます。

それから本法案につきましては、これも先般衆議院で申上げておることから、我々は立法院の議員といたしまして、國民に十分納得されるような審議を完全に盡したいといふのが我々の要求であります。そのためには政府においては、新聞記事によりまして

七

うと、本国会に本法案を提出するといふことが初め言われておりました。が、後ほど本国会は会期余すところ幾らもないからして、次の国会に提案する運びになるだろうといふところの新聞記事も出ておまして、全く本国会に提出するまいかといふことにつきました。結果から申しますと、何と申しても提出期間と本国会の余すところ幾らもないところの審議期間とを睨み合せて見ますと、その審議期間がこの重大法案に対するところの十分なる審議の時間を持つておらんといふことは明白であると考えられるのであります。我々の友党といはしめての民主党の諸君から、内部的に今日民主党の本法案に対する修正案といふものをもプリントにして頂いたのであります。が、参議院におけるところの審議の進捗の状況より推察いたしますと、今日我が民主党の党議によつて決定したのかどうか知りませんが、お示しを願つたような結論的な修正案をここに出すといふような段階にまでは達しておらないことは明白であると考えられるのであります。民主党におきましては、これを衆議院を中心とするところの衆議院においてそういうことをおきめになつて来たのかと思ひますけれども、少くとも参議院の民主党の地方行政委員の諸君は、岩木さんもおいでになられますが、岩木さん、竹中さんその他のかた……又この委員会の審議はそういう段階には到達しておりません。その前に我々が立法院の議員といたしまして、十分にこれをまだ検討しなければならぬ段階をば

経過して行かなければならぬかと考へるのであります。例えて申しますならば、この法案についての重要な要項の一つであります警察学校、警察大学等に在学するところの五千人の学生生徒は、これを定員外に置く、従来の定員外に置いて、その増員を図るというところが一つの主要なる改正要項になつております。その警察官養成の機関であります警察学校の内容、警察大学の内容は、如何なる学科目が教えられてゐるかどうか。昨日法務委員の一委員が質問せられましたような、新憲法の精神に則つたところの民主主義の教育がそれらの警官に完全に行われてゐるかどうか、そういうようなことは、どうしても我々はその警察学校に乘込んで、そして学校の教育者から十分にこれを聴取し、又調査する機会を是非もらうのでなければ、その問題に対する我々の結論は生れて来ないといふ必要があるのであります。そういうことは、町村警察でこれを廃止するところの改正案の重大なる要項といはしましては、町村警察でこれを廃止するところの要求を持つてゐるものは、住民の投票によつて廃止を決定することができるといふことになつておることは、極めて重要なことであります。我々がそれに対するところの可否をきめるといふことの上には、ただ単に公聴会を開く、或いは自治体警察の代表者、或いは町村警察の全体的組織の代表者を一人か二人この委員会に呼び寄せまして、そしてその意見を聞くというやうな調査では、私は大胆なる論断をここに下すといふことは現実的に不可能であると考えるのであります。それがためには我々がそういうことを現実的に

に要求いたしておりますところの町村へ出張いたしまして、そして何が故に折角新しい警察制度によつて興えられたところの民主警察をみずから放棄してしまふのであるか、それに対してはこの委員会においてたびたび論議せられましたような平衡交付金等による財政的な裏付けが完全であつたかどうか、又財政的な援助に対して、これらの廃止を希望してゐるところの自治体警察がどういふような要求を持つておるかといふこと、或いは又その自治体警察において、これ又私がたびたび問題にいたしました新警察制度の基本的精神である、警察は住民の手によつて行われるところの警察でなければならぬ。即ち旧制度によるような押付けられたる、天降的な中央集権的な警察でなくして、住民のすべてが巡査であるという民主主義的な精神に基く市民警察の精神の育成に對して、どれだけの努力をその自治体が今日までなして来たかといふようなことも調べる必要があるのであります。又形の上におきましては地域が狭い、或いは警官の数が非常に少いといふことのため、警察行政の能率が十分に發揮されておらないといふことが廃止希望の原因でありますならば、それは附近の自治体警察が共同して、即ち組合警察を作つてやつて行くならば、その弊害は除却することができるとは、或いは又そういう組合警察の組織のため、どれだけの努力をしたかといふようなことは、実際にこれを出張いたしまして、そしてつづさにその町村の当路者の真意を質して、一々町村或いは二カ町村といふやうなことでなくして、

相当多数の町村に対して本當に真相を把握することができような詳細なる実地調査を行うのでなければ、輕々しく新警察制度の基本的な民主主義精神をば圧殺するやうな、そして政府案の可否を決定するといふことは不可能であります。そのやうな手続を経ないで、ただ会期が余すところ幾らもないからといふやうなことで以て、これを提出したる政府の意を迎えて、これに迎合するがごとき態度をとつては、断じて立法院の議員として國民に相濟まない結果を來たすと思ふのであります。私はこの際どうしても警察学校を実地調査するといふことと共に、地方に出張いたしまして、そして全員のそれ〴〵手を分けて、自治体警察の廃止を希望してゐる町村についての本當の誤りない真相をつかむといふ調査をするやうにおきめを願ひたいと思ふのであります。そのためには或いは二十八日までの会期では到底これを審議を完了することは私ではできないと思ひます。併し私がこのやうなことを申しまゐるのには、あえてこれを否決しようとか、或いは廃案の審議終了にしてしまおうといふやうな否定的な意味を以て申上げておるのでは断じてないことは先にも申上げた通りであります。飽くまでも審議を十分盡したいといふ建設的な立場から申上げておるのでありますから、私見を以ていたしますれば、これは本委員会及び本會議の議決を経まして、繼續調査にいたしまして、次の國會で議定する運びにいたしたいと思ひます。伝えられるところによりまゐるといふと、間もなく新國會が召集される運びであるといふことでありますから、幾らも私は時間のずれは來た

さないと考えております。どうぞそのやうにお運びを願ひたいと思ふのであります。即ち約言いたしまするならば、私の要求いたしますところは、名稱を原語に符合したところの的確なる訳語に直すやうにこの際したいといふことについての私の意見に対する當局者の意見、賛成であるか反対であるか、何が故に、如何なる理由に基いて賛成するののか、如何なる理由において反対するののであるかといふことを詳細に文書を以て一つ出して頂く、資料を出して頂きたいといふこと。第二には警察学校の實地調査。三には自治体警察廃止を希望してゐますところの町村警察についての出張の必要といふこととでございます。

○委員長(岡本愛祐君) 只今の吉川委員から御要求の資料は成るべく早くお出しを願ひます。

○高橋達太郎君 吉川さんの御意見の中に自治体警察を廃止する町村を調査したらどうか、そして調査のあとにこの法案を繼續審議して、次回の國會にかけたかどうかといふお話があつたのであります。が、弱小の自治体警察が廃止したいといふやうなことは、これは現在の警察制度がきまる直後から、或いは直前からたび／＼弱小の町村会においてしばしば決議もし、且つ又数次に亘るところの、町村会におきまして或いはその大会におきまして決議をしておるのであります。従つて今回の改正につきましては、すでにこれはそれをなし得る途を開くのであります。従つて弱小の自治体警察であるからすべてこれを廃止するといふ法案ではないので、そういう要望に應えて、私はむしろ遅きに過ぎたのじやな

かろうかと思われるのでありまして、
そういう途を開くのでありまして、こ
の点については改めて又調査する、或
いはむしろ廃止を決議したところの町
村がどういう状況になつておるかとい
うので、この法案の施行後に……、そ
ういう本法案によつて実施された状況
の視察ならいざ知らず、今更その調査
の必要はないかと思われ、
であります。その他大日本法案につき
ましては、現在の弱小の地方団体から
見ますれば、或いは応援に対する費用
を国家で持つとかいうような、いわゆ
る窮乏せる地方自治体の財政を緩和す
る意味において役立つ法案でありま
して、私はむしろこれは速かに一つ率
直に御審議をおやりになるということ
を要望する次第であります。

○吉川末次郎君 私自治体警察、町
村警察の中で廃止を希望いたしてお
るところがある。又そういうことを請願
したり陳情書を出しているところが多
数あるということは、十分高橋さんの
お話を待つまでもなく承知いたしてお
るのであります。ただ併しながら先に
申しましたように、そういうことを要
求いたしておるところの町村警察が、
新警察法の精神である民主警察の意義
を十分に体得しておるかどうか、又そ
れから来るところの弊害を除却するこ
ころの方法については、財政的援助或
いは組合制度の組織というような方法
があるが、そういうようなことについ
て十分に手を打つておるかどうかとい
うことを併せて行くとおるの必要
があるというのを申上げておるの
であります。又高橋さんは久しく地方官
をお勤めになりまして、参議院議員に
当選しておいでになるまでは、聞くと

ころによれば宮城県の副知事もしてお
られたのでありますから、宮城県下
におけるところのいろ／＼な町村行政
の事情等については御承知になつてお
るかと思つておりますが、我々地方
行政委員といたしましては、言うまで
もなく単なる地方吏員の見解より
も、もつと総合的な、全面的な、日本
の政治全体を如何に新憲法の精神に符
合させて行くかというところの政治家
的な見識、ステーツマンシップの上に
立つて個々の問題を考へて行かなけれ
ばならぬのであります。高橋さんはい
ろいろ現実の行政にもお携りになつた
かたであります、併しながら地方行
政委員のかたが、全部のかたが、そう
した経験を持たない人も多数あるとい
うことを一面によく御理解をお願いいた
したのであります、特に高橋さんはその
お一人でありますけれども、昨年の総
選挙によつて新しく当選しておいでに
なりました、新しくこの地方行政委員
になられたかた等にありましては、こ
の大きな警察制度の改正の問題につ
いて、本心に自信あるところの決断を
する、このことのために、高橋さん
には御必要がなくとも、いわゆる素人
と申しましたようか、実地行政につい
ての執行者としての経験を持たないこ
とを考へるのではありません。又私は自治体
警察を、町村警察を廃止することがい
けないという論断はいたしておらんこ
とであります。いかにも悪いかというこ
とをきめるのについては、十分なる実地
調査をする必要があるということを申
上げておるのであります。
なおこの機会にもう一つ附加してお
きたいことは、言うまでもなく今日の

国会におきまして、衆議院は自由党の
絶対過半数によつて議席が占められて
おるといふことであります。でありま
すから自由党はその多数の力を以てい
たしますならば、どのようなことでも
できる構成になつておりますが、そ
のときには一歩誤れば又非常なその多
数党によるところの横暴といひます
か、多数党のファティシヨといひます
か、それから来る弊害があるといふこ
とも考へなければならぬのでありまし
て、このような下院において絶対多数
を占めておる政党が政權を取つてお
りますときにいてこそ、二院制度の
機能は十分に十分なる考慮に基いて本
来の使命が發揮されなければならぬと
きであります。この重大なる法案を
ば、ただ政府が喜ぶからというので以
て十分の審議を盡さないで直ちに結論
に入つて、そうして短時日の間に可否
を決定してしまふことは、参議院
議員として特に考慮を要することであ
ると思ふので、町村警察廃止の要
求が是であるか非であるかといふこと
をまだ私は申しておりません。その可
否をきめるのに先立ちまして、全員が
實地に調査をする必要が十分にあると
考へます。特に新しく地方行政委員
と昨年の選挙で当選しておいでになり
まして就任せられたかたには、この
御要求は特に大なるものがあるのじや
ないかと私は考へますので、どうぞ昨
日も申しましたように委員長は、下院
を一政党が絶対過半数を占めて、如何
なることも自由になすことが出来る現
在にありまます国会の立場、参議院の
立場を考慮せられまして、その所属せ
られるところの緑風会の平素固持せら

れるところの良識に基いて、参議院の
二院制の職能發揮の点からも実地調査
をし、そのために審議が遅れますな
らば繼續調査をして、次の国会に結論
を出すの方向へ努力せられるように、委
員長にも私はお願い申上げておる次第
であります。
○岩本哲夫君 問題は、今吉川さんの
言われた点も私は御尤もの点もあると
思ふのですが、問題は、この修正案を
政府がこの会期の短い国会に出され
て、その可決を求められんとするゆえ
のものは、こうした制度を改正し、且つ
警察力を充実し、その警察行政の政
府の考へられる理想によらしめんとす
る方法が、非常に急ぐのが、或いはこ
の国会にどうしても仕上げて行かなけれ
ばならないのであるかどうか。今吉川
さんの言われるように、あえてこの国
会に仕上げて行かなくとも、續いて予
想されるあの国会において審議しても構
はないといふことであるならば、私は吉
川さんの御意見も御尤もので、そうい
う調査に行かれるといふこともよいが、
今吉川さんの御意見を一本に主張しま
すと、結局この国会にこの法案は審議
ができませんといふことになるわけであ
ります。そこでこの国会にこれを仕上
げないでもいいのか、仕上げなくちや
どうしてもいかんと政府は考へられる
か、先ずこの点について政府の御意
見を承わつて、そうして吉川さんの御
意見が妥協であるか妥協でないか、假
に妥協であつても、止むを得ざるもの
であるかどうかといふところな
らば、政府のこの際御所見をお伺いま
す。
○國務大臣(大橋武夫君) この法案の

提案につきまして、地方選挙その他の
関係上、会期の僅かな最後の時期に提
案するように相成りましたことは、政
府といたしましては誠に恐縮に堪えな
いところでございまして、ただなぜそ
う急いで御審議をお願いしなければなら
ないかという点についての御質問で
ございまして、すでに警察法の改正に
つきましては、一昨年の平事件、広島
事件、その他の事件を契機といたしま
して、非常に何らかの手を打たなけれ
ばならぬではないか、ということが言
われておりました。殊に昨年六月朝鮮
動乱を契機といたしまして、国内の治
安という問題が、決して国内だけの問
題という観点から注意すべきばかりで
なく、國際的なもの／＼の事態と睨み
合せて、できるだけ治安の万全を早い
時期に完成するといふことが必要であ
る。こういうふうな考へられるように
相成つたのでございまして、警察法に
つきましては、政府といたしましては
爾來改正につきましていろいろ調査、
研究を急いでおつたのでございまして、
併しながら御承知のような実情であり
まして、ひとり政府の獨善的な見解の
みによつてなすべきでなく、やはりこ
の運用に当りますところの自治体警
察、或いは国家地方警察、こうした人
人に完全に改正案の趣旨を了解する
らつて、将来これが実現せられま
す場合におきましては、完全にその改正
の趣旨を理解した、その理解に基いて
協力をしてもらうという態勢が必要で
あると考へまして、いろいろ／＼した
手続等を進めておられます間に、大
変延び／＼に相成つたのでございま
す。併し政府といたしましては、折角
各方面と相談をいたしまして、そうし

てこうした自信ある案を得ました以上、一日も速かにこれが実現を要求いたしまして、そうしてこれによつて国家治安の万全を期して参りたい、こう考へておるような次第でございます。殊にこの案の内容といたしております事項が、これによつて直ちに効果を挙げ得るものもございまして、併し国家地方警察の増員のごときものは、これが実現せられまして、そうして真に警察力の充実を得ますのには、準備期間といたしまして半年以上も必要である、又自治体警察の住民投票による廃止というようにございまして、これを実施いたしますにはやはり半年に近い準備期間が必要なのでございまして、さような点をも考へ合せますと、一日も速かにこの案についての国会の確定的な御意思を得たい、こういうふうに考へておる次第でございます。さような事情を以て、何とぞこの会期において御処理を頂きますことを衷心から切望に堪えない次第であります。

○岩本哲夫君 政府の御趣旨はわかりましたが、そこでお尋ねいたしたいことは、今大橋法務総裁が言われました朝鮮事変及び各種の先般来のいろいろの事件等に鑑みて、警察力の充実ということが極めて緊急を要する。これに伴つて同警察或いは自治警察の連繫を強化して、警察行政のできるだけ円滑化を図りたいということが警察法改正の主なる要旨のように今予承いたしましたのであります。但しそれ以外に、弱小町村の人民投票によつて同警察に統合するもの、或いは最寄りの自警が組合警察をこさえることの可能性、その途を開くということが妥当であるかというところ

問題は、現下緊急を要する問題の中にもウエイトがやや軽い、これは論議の上において、或いは警察行政の上において、イデオロギーの上において多少の議論はありますが、警察法を改正せんとする時局即座の緊急度の上においてもウエイトが軽い。そこで吉川さんは特に調査の御指摘の要点をここに置いておられる、弱小町村のこうした措置に對しての問題をつまびらかに調査するということを主として調査したかどうかということを中心としておつて、増員の問題は……、もとより警察学校その他の点にも増員の問題は関係しますが、基本的な主流の問題についての調査については強く御指摘しておられる。そこで吉川さんの御指摘しておられるような調査をするということ、これは全般的な問題のほうから見るウエイトは軽いと思つておつて、従つてその調査は政府が緊急に出さうという趣旨の重要点を指摘しておるのではないように見受けられますから、若し吉川さんがそういう御主張をされるならば、この法案の国会の審議は極めて困難の状態になつて来る。こういう印象を受けますが、この辺の考え方についての調整を一つ御披露を願いたい。

○吉川末次郎君 岩本さんは平素非常に尊敬する友人であります。先般来この法案の審議の委員会には余り御出席になつておられなかつたと思つております。でこの改正案の内容等を御覧になりまして、民主党が主張せられるところの国内治安の確保というところにつきましては我々も全く賛成なのであります。直接的にそういうような国内治安の確保に即座したところ

の、直接的に効果を與えるような内容は、大体においてこの改正案というもののにそれほど内容を盛つておらんのです。殆んど……、ウエイトが自治体警察の廃止ということに軽いと言われまますが、この改正案全体からいたしますと、非常にウエイトの重い主眼点の一つなのであります。そのほか、然らばあなたが考へになつておる朝鮮事変の突発等に即座しての国内治安の確保、例えて言うならば、共産党の蠢動であるとか、或いはそれに基くところのゼネラル・ストライキの発生であるとかいうような質のことに、この警察法の改正はそれほど直接的に役立つようなものは、まあ何もなと言つてもいいようなものであつて、むしろあなたのそういうような今抽象的にお考へになつておる問題の發生に對する対策といたしましては、その他の方法によつて私は治安が確保されるものだと思うのであります。それはそのためにできておりますところの警察予備隊のごときものがそれに當るものであります。警察法はいうまでもなく自治体警察が終戦後の警察制度においては主眼になつておりました、市民の警察であるということが主眼の精神でありますから、そういう国家緊急の事態の發生というやうなことにつきましての対策としては、警察予備隊の面において我々は考慮すべき問題であり、或いは海上保安庁の強化ということについて問題を考えて行つていくべき問題であります。恐らく岩本さんがずつとこの委員会においでになつておりました、この改正案の内容をよく御検討になりましたならば、何も朝鮮事変が起つて、それから起つて来

るところのいろいろな予想される社会不安というものに対しては……政府当局は成るほど自分の出した案が、今日出して明日可決されることを御希望になつておることでありまして、少くも、そんなことをする必要は少しもありません。この内容のこれは法案であります。法案の最も重要な点は、むしろ私は新警察制度の民主主義的精神を圧殺する方向へ持つて行こうとしている面があるということに非常な主眼点がある。それからその面からすればこの自治体警察、町村警察の廃止ということ、非常にこの改正案の重要な点であります。あなたが考へになつておるところのものは、この中には殆んど直接的には入つていないということ、どうぞ一つ御考慮願ひまして、私が今申しましたようなことを御賛成願ひたい。それから又あなたのほうからお出しになつておるところの修正案につきましても十分私たちは協調して、友愛として共同歩調をとりたいと思つておるものであります。それに余ところ幾日もない短期間においては、とても我々は自信ある結論を得ることはできません。そんなに焦るところの必要は少しもありません。今これを改正したからといって、すぐにあなたが今御心配になつておるところに直接影響もなければ、これが遅れたからといってそのためにあなたが御心配になつておるところに逆行する、悪い結果は出て来るものでは決してありません。而も臨時国会はもう一、二月の間に開かれるのでありますから、地方選挙のために一カ月の自然休会をした国会が、この重大な法案を慎重に審議をするということのために継続調査をする

ということを主張するということは、私は決して過ちのない正しい態度であると思ふのであります。今の岩本さんの御心配は私は該當しないと考へます。あなたに抗弁しているのではありませんからどうぞ一つ……。

○岩本哲夫君 この自治体警察、民主警察というものを圧殺しているかどうかにつきましては、これは議論もありませんし、私もこの改正案は、その点についてはあなたとやや意見を同一にするものも少くない。そこでそれは根本理念、論理でありまして、特に弱小町村の部面を調査するということ、それは今日の理念を仕上げる上に大きな要素となるかどうか。調査をするということとは、しないよりむしろあることは言うまでもなし、又するのが適當であらうと思つて、調査するならば、まだ……と調査する点があるし、或いは議和條約後の日本の警察行政のあり方、現在の同警察、自治警察のあり方につきましては、抜本的と申しますか、根本的な問題が当然私は生れて来る問題と思つて、むしろ議和條約締結乃至はそれ以後において、現在の警察予備隊と関連された日本の警察法の抜本的な組織、治安維持に關する民主警察の基本的あり方というものは根本的に建直さなければならぬと思つて、根本的に建直すときは遠からず来るのではないかと我々は予感を持つておるのであつて、特に弱小町村の分を大きなウエイトとして調査をするというために、調査の目的を特に強く主張するという、価値がないとは思ひませんが、その価値が著しきものであるかどうか、よりよいことはわかりませんが、この点については

するものと對照明瞭に云つて、何れが優れるかを示すものがあるのではないかと。そういうことを考えられるかも知れない。そうとうときに休憩などをして、そして今後こういう問題から尾を引いていろ／＼の論議が行われるということは、私はこの法案の超黨派的な、治安確保なり、或いは憲法に副う基本的な地方自治の問題なりを含む法案において不適当であると考えるのであります。この發議が否決されようとして賛成されよう、私は即決こういうことは技術的に進めて頂きたいと思つて、直ちに休憩には反對いたしました。よつて私は休議その他正当な手續を以て處理せられんことを望みます。

○岩本哲夫君 委員長、この際先ほど吉川さんから言われた、調査をしたい、ということの提案なんですが、御意見は、その調査をしようという点はどうか、という点を特に調査しようという御趣旨

であるのか、反対とか賛成とかは別です、その辺をもう一度明らかにして頂きたい。

○安井謙君 只今までいろいろと各委員のかたからこの問題の扱い方について非常に重要な提案がなされておる。これも内容からいえば非常に御尤もの御議論があると思いますが、これは委員会自体の運行の問題であらう、本日のこの委員会は、政府に対する質問をする趣旨でもあつたのでありますし、又いろいろな時間の関係もあると思ひますから、いま少しこの関係は委員自体で検討する余裕を與えて頂きまして、本会には休憩することに賛成いたします。

○小笠原二三男君 自由党さんのほうでそういう御理解あるお取計いであれば、私たち何も申し上げることはないのでありまして、然る場合に、明日、明後日で会期切れになるというふうな頃、この問題が諮られましても、会期切れになるところであるから、この際この法案も審査することにして、地方出張はやめましようという、会期問題等を理由としないという前提であるならば、私は今日ここで採決の必要を認めず、後日においてこの問題を論議するということについては賛成いたします。ただその土壇場になつて来ているそういうことを以てその理由の大きなものとして論議することについては、私は迷惑であります。この点にはつきり申し上げておきます。この点にはつきりしないという明瞭に行かんわけなんでは……。

○岩本哲夫君 私ちよつと申し上げますが、吉川さんの先ほどのお話は、一つの御意見のようであつて、こういうこと

としなければいけないという、何だか中心がわかつたやうなわからないやうな御意見であつたと思ふ。ところが、今にして見ると、動議のごとき形になりつつある。然らばおよそその点をどう調査して、どういふことをやるべきだという具体的なことを一庶社会党のかたから承つてから検討いたしたいと思ひます。

○相馬助治君 文書で出してある。

○委員長(岡本愛祐君) 皆さんに申し上げますが、この問題は各党派重大問題だと思ひます。それで各党派にも諮らなければならぬ問題でありますから、今日はこの辺で休憩いたしまして、連合委員会に参りたいと思ひます。

○小笠原二三男君 先ほどそういうふうな委員長がお諮りになりますれば、私ははつきりわかるのです。ところが次に何とか会が控えているからこの辺で休憩したいと思ふというのでは、これは今後問題を残すのでありますから、堂々と、会派に諮る重要な案件であれば、オープンに私はおやりを願ひたいと思ひます。休憩に賛成いたします。

○吉川末治郎君 党利党略的な立場で決して申し上げておるものではありませんし、又私の平素の言動から考えても十分御理解願ふと思ふのです。私は同僚議員の一人として新しく出て来られたかたにそういう要求が随分あると思ふのです。そうしてそういう点も十分お含みを願つて、決して我々がこれを否決するとか廢案にするとかいふ意思は持つておらず、繼續調査にして、早急できるだけ早く議決したいということをお考へておる真意に鑑みまして、どうぞ我々の意のあるところを自由党

の諸君もお汲み取り頂くようにお願いいたします。

○委員長(岡本愛祐君) それでは本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十六分散会

出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君

理事

堀 末治君

吉川末次郎君

竹中 七郎君

委員

岩沢 忠恭君

安井 謙君

高橋進太郎君

小笠原二三男君

相馬 助治君

中田 吉雄君

西郷吉之助君

岩本 哲夫君

衆議院議員

野村專太郎君

國務大臣

大橋 武夫君

政府委員

國家地方警 齋藤 昇君

警察本部長官

地方自治庁 小野 哲君

政務次官

事務局側

常任委員 福永與一郎君

常任委員 武井 群嗣君

常任委員 會專門員

説明員

總理府事務官 角田禮次郎君

参考人

東京都副知事 春 彦一君